

令和 2 年度採用試験問題

【憲法】

Y市では、古くから牛と牛を戦わせる闘牛の伝統があり、現在も定期的に闘牛大会が開催されている。Y市は、国内唯一の闘牛に特化した博物館である「Y市立闘牛博物館」（以下「本件博物館」という。）を設置・管理している。本件博物館では、近年、闘牛反対を訴える動物愛護団体が館内で断りなく記者会見を開くなどの迷惑行為が相次いだことから、そのような迷惑行為への対抗策として、入口に「闘牛反対の方は博物館には入館できませんのでご注意ください」と表記された看板を掲げていた。

闘牛反対を訴える動物愛護団体の代表者であるXは、本件博物館の展示を見るため、本件博物館を訪れたところ、Y市立闘牛博物館条例第10条(1)及び(3)に当たるとして、入館を拒否された（以下「本件入館拒否」という。）。本件入館拒否により、Xは、本件博物館の展示から闘牛の歴史、文化等に関する情報を得ることができなくなった。

なお、Xは、本件入館拒否の前日にも、テレビクルー数名を伴って本件博物館を訪れ、館内で断りなく大型の機材を用いた撮影を行っていた（本件博物館に関する条例や規則には、明示的に館内での撮影を禁止する規定はなかった。）。

本件入館拒否に関する憲法上の論点について論じなさい。

〔参考資料〕

○Y市立闘牛博物館条例

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、

Y市立闘牛博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

（目的）

第3条 博物館は、闘牛の歴史、文化等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究をすることを目的とする。

（入館の拒否及び退館）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公安又は風俗を乱し、その他他人の迷惑になるおそれがあるとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

○Y市立闘牛博物館規則

（禁止行為）

第6条 博物館の管轄区内で次の行為をしてはならない。

- (1)～(5) (略)
- (6) その他館長が博物館の管理上支障があると認めた行為

◎参照条文（日本国憲法を除く。）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

○博物館法（昭和26年法律第285号）

（設置）

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。